

# 11月特別会議

11月12日(火) ▶ 11月13日(水) 2日間

## 大津市コミュニティセンター条例案を可決

11月特別会議では、9月通常会議において提出が見送られた「コミュニティセンター(以下、「コミセン」)条例案」と、台風19号接近により大津湖畔なぎさ公園に漂着した水草・藻の処分費用など、総額約1億3920万円を増額する補正予算案を審議しました。

12日は市長からの提案説明の後、質疑では5人の議員が登壇し、「コミセン条例案」について、市当局と活発に議論しました。

13日は、付託を受けた委員会での審査の後、6人の議員が登壇、主に「コミセン条例案」について、賛成・反対それぞれの立場から討論を行いました。補正予算案は、全会一致で可決、「コミセン条例案」は賛成多数で可決しました。

### 「コミセン条例案」が特別会議に上程されるまで

市は、9月通常会議の開会日に「コミセン条例案」を上程しました。この条例案の内容は、各学区の市民センター内にある公民館を令和2年4月に一斉に「コミセン」へ移行するというものでした。しかし、議会での議論などを踏まえ「より多くの方に賛同いただける案を再度提出する」として、越市長は条例案を撤回。その後、新たな条例案を会期中に上程する旨を議会運営委員会(以下、「議運」)で説明したものの、その翌日には同じく議運の場で上程見送りを表明。「コミセン」の運営を担うまちづくり協議会の重要な構成団体となる大津市自治連合会から、新たな条

例案を地域で説明する時間を設けてほしい旨の申し出があったと見送りの経緯を説明し、陳謝しました。

その後、11月5日に開催された議運において、令和2年4月から「コミセン」への移行を希望する学区があり、その条件を整えるために改めて「コミセン条例案」を提出するとして、越市長は特別会議の開会を請求。12日の特別会議において、本条例案が上程されました。

### 上程された「コミセン条例案」をめくり、5人の議員が質疑

本特別会議に上程された条例案は、9月通常会議中に開かれた議運において越市長が新たな条例案として説明したものと同

じ内容で、地域の実情にに応じて5年間で準備が整った学区から順次「コミセン」へ移行することを可能としています。

12日の特別会議では、5人の議員が質疑に登壇。新条例案提出の見送り決定後、一カ月余りで条例案を提出したことを受け、上程を急いだ理由や市民や地域への説明は十分なされたのかを問う質疑、また、市民や地域への説明が大津市自治連合会を通じて行われたことを受け、市の説明責任を問う質疑などがありました。

これらの質疑に対し越市長は、令和2年4月から「コミセン」へ移行することを希望する学区が複数ある中、移行に向けた条件を早期に整えるための準備期間を

考慮する必要があること、市民意見交換会や36学区で行った意見交換会などの場で、公民館を「コミセン」化する方針について市民へ丁寧の説明しており、条例の方針に大きな変更はないため市民や地域への説明責任は果たしていることと認識していること、また、各学区の事情に合わせて条例案を説明するための期間を設け、各学区の判断で説明が行われていることなどを答弁しました。

### 公共施設対策特別委員会に付託された「コミセン条例案」

本条例案の運用方針として、地域はまちづくり協議会の設立と「コミセン」の自主運営に向けた準備を進めるとしています。本条例案の審査の付託を受けた公共施設対策特別委員会では、現段階でのまちづくり協議会の位置付けなど、運用上の課題や問題について、執行部と活発な議論が行われました。



公共施設対策特別委員会

### 記事がもっとわかる用語解説

議会運営委員会とは？

円滑に議会を運営するため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図る委員会。議会の開催日の決定や、開催前に提出予定議案の説明を受ける場でもあります。

まちづくり協議会とは？

地域の自治会を基盤として、地域住民、各種団体、事業者など多様な主体からなり、地域の課題を地域で解決する住民主体の自治組織。「コミセン」の運営主体として想定されています。

特別会議とは？

大津市議会では、2月、6月、9月、11月に定期的に開く会議を「通常会議」、緊急の案件などを審議するために、通常会議以外の期間に臨時で開く会議を「特別会議」としています。今回は11月通常会議の前に特別会議を開き、「コミセン条例案」と一般会計補正予算案を審議しました。